

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間で個人情報の取扱いに関する秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和7年7月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、被保険者の届け出による国保取得・喪失などの異動による資格管理、被保険者証や高齢者受給者証、限度額認定証などの交付による資格事務を行う。診療報酬明細書の確認・管理をし、高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務を行う。また、被保険者の属する世帯に対し、所得、人数・年齢の状況に応じて国民健康保険税の算出を行い、賦課・収納管理を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 ②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。 ③徴収した保険税等を把握するため、収納情報を管理する。 ④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 ⑤国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務。 ⑦国民健康保険の給付申請があった被保険者の公金受取口座情報を本人の同意に基き、情報照会により取得する。
③システムの名称	1 税総合システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 医療保険者等向け中間サーバー 7 びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険資格賦課ファイル、国民健康保険給付管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	＜みよし市国民健康保険業務＞ 番号法第9条第1項 別表44の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号法第9条第1項 別表44の項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項 ＜公金受取口座関係業務＞ 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜みよし市国民健康保険業務＞ 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70、71の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 ＜オンライン資格確認の準備業務の根拠＞ 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 保険健康課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従って次のとおり実施している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底 ・税総合システムを利用したマイナンバーの確認権限及びデータベースへの入力権限を主担当のみに付与。入力に関しては、複数人での確認を徹底 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの取得後の取扱いについて次のとおり実施しているため、対策は十分である。 ・みよし市における特定個人情報等の取扱いに関する規程の遵守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部保険年金課	福祉部保険年金課	事後	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 塚田 芳司	保険年金課長 野々山 千広	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部保険年金課	福祉部保険年金課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、被保険者の届け出による国保取得・喪失などの異動による資格管理、被保険者証や高齢者受給者証、限度額認定証などの交付による資格事務を行う。診療報酬明細書の確認・管理をし、高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務を行う。また、被保険者の属する世帯に対し、所得、人数・年齢の状況に応じて国民健康保険税の算出を行い、賦課・収納管理を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 ②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。 ③徴収した保険税等を把握するため、収納情報を管理する。 ④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、被保険者の届け出による国保取得・喪失などの異動による資格管理、被保険者証や高齢者受給者証、限度額認定証などの交付による資格事務を行う。診療報酬明細書の確認・管理をし、高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務を行う。また、被保険者の属する世帯に対し、所得、人数・年齢の状況に応じて国民健康保険税の算出を行い、賦課・収納管理を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 ②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。 ③徴収した保険税等を把握するため、収納情報を管理する。 ④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 ⑤国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	税総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番16、30	番号法第9条第1項、別表第一項番16、30 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等及び同法第113条の3	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 野々山 千広	保険年金課長 小野田 浩司	事後	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 小野田 浩司	保険年金課長	事後	
令和2年4月1日	なし				
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条の第7項	番号法第19条第8号	事前	
令和5年4月1日	I－5－① 部署	福祉部 保険年金課	福祉部 保険健康課	事後	
令和5年4月1日	I－5－② 所属長の役職名	保険年金課長	保険健康課長	事後	
令和5年4月1日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉部 保険年金課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111	福祉部 保険健康課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111	事後	
令和5年4月1日	I－1－② 事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、被保険者の届け出による国保取得・喪失などの異動による資格管理、被保険者証や高齢者受給者証、限度額認定証などの交付による資格事務を行う。診療報酬明細書の確認・管理をし、高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務を行う。また、被保険者の属する世帯に対し、所得、人数・年齢の状況に応じて国民健康保険税の算出を行い、賦課・収納管理を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 ②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。 ③徴収した保険税等を把握するため、収納情報を管理する。 ④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 ⑤国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、被保険者の届け出による国保取得・喪失などの異動による資格管理、被保険者証や高齢者受給者証、限度額認定証などの交付による資格事務を行う。診療報酬明細書の確認・管理をし、高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務を行う。また、被保険者の属する世帯に対し、所得、人数・年齢の状況に応じて国民健康保険税の算出を行い、賦課・収納管理を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 ②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。 ③徴収した保険税等を把握するため、収納情報を管理する。 ④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 ⑤国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務。	事後	
令和5年4月1日	I－1－③ システムの名称	税総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)	税総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ等	事後	

令和5年4月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1項16、30 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45 条第5項等及び同法第113条の3	<みよし市国民健康保険業務> 番号法第9条第1項、別表第1の16、30の項 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項、別表第1の30の項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び2項	事後	
令和5年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二項番27、42、 43、44、45 ・情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二項番1、2、3、 4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、 87、93、106 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定 める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総 務省令第5号)の 第1条、第2条、第3条、第4 条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、 第43条、第44条、第46条、第53条	<みよし市国民健康保険業務> 番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】:第3欄(情 報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に 「地方税関係情報」、「国民健康保険法第五 十六条第一項に規定する他の法令による給付の 支給」、「失業等給付関係情報」又は「年金給付 関係情報」が含まれる項 (27,42,43,44,45の項) 【別表第2における情報提供の根拠】:第3欄(情 報提供者)が「医療保険者」又は「医療に 関する給付の支給を行うとされているもの」の項のう ち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関 係情報」又は「医療に関する給付の支給」が含 まれる項 (1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,9 3,97,106,120の項) <オンライン資格確認の準備業務の根拠> 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携 のためでなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3第1項及び2項	事後	
令和6年6月1日	I-1-② 事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、被保険者の届け出による国保取得・喪失などの異動による資格管理、被保険者証や高齢者受給者証、限度額認定証などの交付による資格事務を行う。診療報酬明細書の確認・管理をし、高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務を行う。また、被保険者の属する世帯に対し、所得、人数・年齢の状況に応じて国民健康保険税の算出を行い、賦課・収納管理を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 ②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。 ③徴収した保険税等を把握するため、収納情報を管理する。 ④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 ⑤国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務。	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、被保険者の届け出による国保取得・喪失などの異動による資格管理、被保険者証や高齢者受給者証、限度額認定証などの交付による資格事務を行う。診療報酬明細書の確認・管理をし、高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務を行う。また、被保険者の属する世帯に対し、所得、人数・年齢の状況に応じて国民健康保険税の算出を行い、賦課・収納管理を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 ②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。 ③徴収した保険税等を把握するため、収納情報を管理する。 ④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 ⑤国民健康保険団体連合会で実施する療養給付費の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務。 ⑦国民健康保険の給付申請があった被保険者の公金受取口座情報を本人の同意に基づき、情報照会により取得する。	事後	
令和6年6月1日	I-3 法令上の根拠	<みよし市国民健康保険業務> 番号法第9条第1項、別表第1の16、30の項 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項、別表第1の30の項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び2項	<みよし市国民健康保険業務> 番号法第9条第1項、別表第1の30の項 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項、別表第1の30の項 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項 <公金受取口座関係業務> 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和6年6月1日	I-4-② 法令上の根拠	<みよし市国民健康保険業務> 番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」、「国民健康保険法第五十六 条第一項に規定する他の法令による給付の支給」、「失業等給付関係情報」又は「年金給付関係情報」が含まれる項 (27,42,43,44,45の項) 【別表第2における情報提供の根拠】:第3欄(情報提供者)が「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うとされているもの」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」が含まれる項 (1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,97,106,120の項) <オンライン資格確認の準備業務の根拠> 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3第1項及び2項	<みよし市国民健康保険業務> 番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】:第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」、「国民健康保険法第五十六 条第一項に規定する他の法令による給付の支給」、「失業等給付関係情報」又は「年金給付関係情報」が含まれる項 (27,42,43,44,45の項) 【別表第2における情報提供の根拠】:第3欄(情報提供者)が「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うとされているもの」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」が含まれる項 (1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,79,93,97,106,109,120の項) <オンライン資格確認の準備業務の根拠> 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	

[illegible]